

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 はぜの実会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 はぜの実会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事長及び業務遂行理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であり、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職手当を支給する。
  - (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表3の通り、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

## (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務の為出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費・日当・宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給しているものの役員等報酬は、別表4の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月16日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規定に準じた日とする。
  - (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後5年以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める事とする。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬額
理事長	月額 100万円以内
業務執行理事	月額 80万円以内

別表2（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×貢献率

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

貢献率は、その都度理事会にて決定する。

別表3（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法事の子備施設業務のための出勤	5,000円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（3）監事

	日額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

別表4（職員給与との併給）

①役職ごとの役員報酬額

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する場合があります。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 50万円以内
業務遂行理事	月額 40万円以内
理事	月額 10万円以内

②合算の上限

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与（基本給）の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
理事長	合算上限月額 150万円
業務遂行理事	合算上限月額 100万円
理事	合算上限月額 80万円